

平成12年5月 1日制定
改正 平成13年4月 1日決定
改正 平成15年4月 1日決定
改正 平成16年4月 1日決定
改正 平成19年4月 1日決定
改正 平成20年4月 1日決定
改正 平成21年4月 1日決定
改正 平成26年3月25日決定

東村山市入札制度等検討委員会設置要領

(設置)

第1 東村山市における入札・契約制度の適正化を図るため、東村山市入札制度等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 東村山市における入札制度に関すること。
- (2) 東村山市における契約制度に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をこれに充てる。

委員長 副市長
委員 経営政策部長
総務部長
市民部長
健康福祉部長
まちづくり部長
教育部長
契約課長

2 委員長は、必要があると認めたときは、臨時委員を置くことができる。

(委員長の職務及び代理)

第4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 委員長に事故があるときは、総務部長がその職務を代理する。

(招集)

第5 委員会は、委員長がこれを招集する。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、総務部契約課において処理するものとする。

附 則（平成26年3月25日）

この要領は、平成26年4月1日から適用する。